

問題1 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、我が国においても権利能力を有する。
□□□
H05-01-1

問題2 外国人の権利能力が制限される場合には、外国人は、信託法上の受益者として、その権利を有すると同一の利益を享受することができない。
□□□
H05-01-2

問題3 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。
□□□
H27-04-オ

問題4 養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことはできない。
□□□
H27-04-イ

問題5 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。
□□□
H31-04-ア

問題6 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者であったときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。
□□□
H31-04-イ

問題7 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の四親等の親族は、その者について後見開始の審判の請求をすることができる。
□□□
H25-04-ウ

解答1 ○ 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、我が国においても権利能力を有する（3Ⅱ）。

解答2 ○ 法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有するとの同一の利益を受益者として享受することができない（信託9）。外国人の権利能力が制限されている場合には、本条の「財産権を享有することができない者」にあたるので、信託法上の受益者として、その権利を有するとの同一の利益を享受することができない。法令によって財産権を享有することができないとされている者が受益者となることができるるとすると、信託を利用して脱法行為をすることができてしまうからである。

解答3 ○ 未成年者が法律行為をするには、原則として未成年者保護のため、その法定代理人の同意を得なければならない（5Ⅰ本文）。しかし、未成年者が、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為をする場合には、保護の必要がないので法定代理人の同意は不要である（5Ⅰただし書）。この点、負担のない贈与の申込みを承諾する行為は、単に権利を得る法律行為であり、法定代理人の同意は不要である。よって、本問の場合、未成年者は、贈与契約を取り消すことはできない。

解答4 × 未成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意を得る必要があり（5Ⅰ本文）、未成年者に親権があるときに原則として親権者が法定代理人となる。そして、未成年の子は、原則として父母の親権に服するが、子が養子であるときは、養親の親権に服すこととなる（818Ⅰ・Ⅱ）。よって、養子である未成年者が親権を有しない実親の同意を得て法律行為をしたときであっても、それは法定代理人の同意ではないので、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことができる。

解答5 ○ 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする（5Ⅲ）。

解答6 × 本肢のような規定はない。

解答7 ○ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く（意思能力がないことを意味する）常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる（7）。